

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可の効力が失われたことに係る公示	・・・	4
指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について (有限会社日宝自動車整備工場)	・・・	5

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年12月14日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C26
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和5年11月30日
  - ② 申請者：東急バス株式会社
  - ③ 適用路線：東京都内及び横浜市内の均一区間全路線
  - ④ 平均改定率：11.24%
  - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	250	9,850	11,190

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年12月14日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C27
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和5年11月30日
  - ② 申請者：茨城交通株式会社
  - ③ 適用路線：一般路線バスの全路線
  - ④ 平均改定率：20.1%
  - ⑤ 初乗り運賃：220円（現行：170円（但し、日立エリアは190円））
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
	現金	現金		
水戸駅～茨大前営業所	340	380	14,280	15,960
赤塚駅南口～常磐大学前	170	240	7,140	10,080
勝田駅前～海浜公園西口	400	500	16,800	21,000
常陸太田駅～大甕駅西口	590	750	24,780	31,500
日立駅中央口～茨大前	260	310	10,920	13,020

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

## ◎一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可の効力が失われたことに係る公示

下記の者の、一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可については、令和5年11月30日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので公示する。

令和5年12月7日 関東運輸局長 勝山 潔

○氏名 今村 好雄  
住所 東京都新宿区  
許可年月日 平成17年2月4日  
許可番号 05関自旅二第02721号

○氏名 峯木 弘一  
住所 東京都文京区  
許可年月日 昭和38年10月22日  
許可番号 63東陸自旅2第02426号

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名又は名称及び住所

有限会社日宝自動車整備工場

代表取締役 大久保 茂

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台145-2

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

有限会社日宝自動車整備工場

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台145-2

認証番号 第2-2134号

指定番号 東指第2-301号

### 4. 期 日

令和5年12月20日（水）9時30分

### 5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

### 6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和5年12月13日

関東運輸局長

勝山 潔